

## 兵庫県復旧・復興建設工事共同企業体取扱要綱

### (趣旨)

第1条 大規模災害時において、不足する技術者又は技能者を県下から広域的に確保することにより、復旧・復興建設工事の円滑な施工を推進するため、「兵庫県建設工事入札参加者選定要綱」に定めるもののほか、復旧・復興建設工事の対象地域（以下「対象地域」という。）の建設企業が、県内の建設企業と共同し、その施工力を強化するために結成する共同企業体（以下「復旧・復興JV」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 復旧・復興JVにより施工することができる工事は、次に掲げる要件のすべてに該当する建設工事とし、入札公告において定めるものとする。

- (1) 激甚災害として指定された災害その他特に甚大な災害からの復旧・復興工事（一般土木工事に限る。）対象地域であり、建設企業単体のみでは施工体制を確保できない状況にある期間であること。
- (2) 現場の施工管理上、復旧・復興JVによる施工が不相当と判断する建設工事でないこと。
- (3) 対象地域及び対象工事の契約予定金額の範囲は、別に定める。

### (形態及び構成員の数)

第3条 復旧・復興JVの構成員の数は、2者又は3者とする。

2 復旧・復興JVの適用は、共同施工方式（甲型）とし、分担施工方式（乙型）は適用しない。

### (所在地)

第4条 復旧・復興JVの所在地は、構成員のうち代表者（以下「代表構成員」という。）の建設業の許可を受けた主たる営業所（以下「本社又は本店」という。）の所在地とする。

### (構成員の要件)

第5条 復旧・復興JVの構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 全ての構成員は、登録工種（一般土木工事）について、兵庫県建設工事競争入札参加資格を有していること。
- (2) 代表構成員は、対象工事の地域に、本社又は本店を有していること。
- (3) 構成員のうち代表構成員を除く構成員（以下「その他構成員」という。）は、県内に本社又は本店を有していること。
- (4) 全ての構成員は、登録工種（一般土木工事）に係る監理技術者となることができる者又は登録工種（一般土木工事）に係る主任技術者となることができる者で国家

資格を有する者（以下「技術者」という。）を擁し、工事の施工に当たっては、法令や特例として認められている場合を除き、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。ただし、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとする。

（復旧・復興JVの格付け）

第6条 代表構成員の格付等級又は総合評定値、技術・社会貢献評価数値及び工事实績をもって復旧・復興JVの格付等級又は総合評定値、技術・社会貢献評価数値及び工事实績とする。

2 その他構成員の格付等級は、代表構成員の格付と同等級以上とし、同等級内における点数の上下は問わない。

3 第13条の登録の有効期間内に代表構成員又はその他構成員の格付等級が更新され、その他構成員が代表構成員の格付等級を下回る復旧・復興JVは、前項の要件を欠くため、その日以後に施行される入札への参加を認めないものとする。

（代表者が欠けた場合の取扱い）

第7条 県との契約後に代表構成員が脱退、除名、破産、解散その他の事由により第5条に規定する要件を満たさなくなった場合は、その他構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

2 前項の場合において、第5条2号の規定にかかわらず、対象地域に本社又は本店を有しない構成員を代表者とすることができる。ただし、この場合においては、前項に規定する事由が生じた日以後に執行される入札への参加を認めないものとする。

（結成方法）

第8条 復旧・復興JVの結成は、結成を希望する建設企業が自主的に行うものとする。

（協定書）

第9条 復旧・復興JVを結成する場合は、協定書を作成するものとする。

（登録の数）

第10条 一つの建設企業が、代表構成員として登録することができる復旧・復興JVの数は3迄とする。

（最低出資割合）

第11条 復旧・復興JVの構成員の最低出資割合は、構成員数に応じ、次のとおりとする。

(1) 2者の場合 30パーセント以上

(2) 3者の場合 20パーセント以上

2 最低出資割合以外に代表構成員の出資割合は問わないものとする。

(登録の申請)

第 12 条 復旧・復興 J V は、入札参加資格の登録を申請しようとするときは、別に定める日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書
- (2) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(登録の有効期間)

第 13 条 復旧・復興 J V の登録の有効期間は、登録を受けた日の翌日から各構成員が登載されている入札参加資格者名簿の有効期間の終期までとする。

2 有効期間が経過した復旧・復興 J V は、第 12 条に規定する入札参加資格の登録を改めて申請する必要がある。

(変更等の届出)

第 14 条 復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書を提出した後、登録の有効期間内に次に掲げる事項が生じた場合は、知事が必要と認める書類を添えて、復旧・復興建設工事共同企業体登録変更届により知事に届け出るものとする。

- (1) 復旧・復興 J V の名称、所在地、連絡先に変更があった場合
- (2) 構成員の脱退、除名、破産、解散その他の事由により構成員の異動及び出資の割合に変更が生じた場合
- (3) 代表構成員の脱退、除名、破産、解散その他の事由により、第 7 条の規定に基づいて新たに代表者を定めた場合

(編成表等の提出)

第 15 条 工事を施工する復旧・復興 J V は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に、運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表及び出資の割合に関する協定書の写しを提出しなければならない。

(申請書の提出先)

第 16 条 第 12 条、第 14 条及び第 17 条に掲げる書類の提出先は、対象地域を所管する県民局等とする。

(解散の届出)

第 17 条 復旧・復興 J V が解散し、復旧・復興建設工事共同企業体解散届を提出した場合は、登録を抹消するものとする。なお、工事を受注している場合は、請負契約履行後 3 月を経過するまでの間は解散できないものとする。

(単体又は共同企業体としての名簿登載の効力)

第 18 条 復旧・復興 J V の登録を受けた場合であっても、既に入札参加資格者名簿に登載されている単体又は共同企業体としての資格は失わないものとする。

(入札参加の制限)

第 19 条 一つの建設企業が単体、共同企業体又は復旧・復興 J V のうち、複数の形態により同一の入札に参加することはできない。また、代表構成員又はその他構成員に関わらず一つの建設企業が構成員となる複数の復旧・復興 J V が、同一の入札に参加することはできない。

(特定建設業の許可の有無)

第 20 条 復旧・復興 J V が工事を施工する場合において、構成員のうち 1 者以上が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けたものである場合は、当該復旧・復興 J V を特定建設業の許可を受けているものとして取り扱うものとする。

(特定共同企業体の構成員となることの制限)

第 21 条 復旧・復興 J V は、特定共同企業体の構成員となることができない。ただし、復旧・復興 J V の構成員である一つの建設企業が単体又は経常共同企業体として特定共同企業体の構成員となることを妨げない。

(その他)

第 22 条 この要綱の他に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 兵庫県復旧・復興建設工事共同企業体取扱要領

### (対象工事)

- 第1 兵庫県復旧・復興建設工事共同企業体取扱要綱（以下「要綱」という。）第2条3号に規定する復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興JV」という。）により施工することができる対象地域の範囲は、発注事務所管内単位とし、部長が指定する。
- 2 同じく、復旧・復興JVにより施工することができる対象工事の契約予定金額の範囲は、7千万円以上の制限付き一般競争入札とし、契約予定金額の範囲に対応する復興JVの格付等級・点数は、建設企業単体のものと同様とする。

### (協定書)

- 第2 要綱第9条に規定する復旧・復興JVを結成する場合における協定書は、様式第1号に準じて作成するものとする。
- 2 要綱第15条に規定する復旧・復興JVを結成する場合における出資の割合を定める協定書は、様式第2号に準じて作成するものとする。
- なお、出資の割合を定める協定書の写しを、対象工事の開札後、入札資格確認書類の提出時に県へ提出する。

### (登録の申請)

- 第3 要綱第12条に規定する復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書は、様式第3号に準じて作成するものとし、書類を提出する日は、復旧・復興JVの入札参加が必要と見込まれる工事の発注見込に基づき、県ホームページ等により周知する。

### (変更等の届出)

- 第4 要綱第14条に規定する復旧・復興建設工事共同企業体登録変更届は様式第4号に準じて作成するものとする。

### (申請書の提出先)

- 第5 要綱第16条に規定する書類の提出先は、発注事務所を所管する県民局等が、神戸県民センター、阪神南県民センター、中播磨県民センター及び丹波県民局にあっては、県民躍動室総務防災課とし、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局及び淡路県民局にあっては、総務企画室総務防災課とする。
- 2 同条に規定する申請書の提出方法は、当面の間、書面又は申請書類であると分かるように明示した記録媒体（CD-ROM、USBメモリー等）による持参、郵送等とし、記録媒体による申請を推奨する。なお、申請に使用された書面又は記録媒体は返却せず、申請書類の電子データを県が取り出した後にこれを廃棄する。また、提出先である

県民局等が、申請書類を電子メールに添付・送信して行う申請（以下「メール申請」という。）を、大規模災害下でも受付して事務に支障がないと判断する場合に限り、メール申請を可能とする。なお、提出方法は、登録の申請受付開始時に県ホームページ等により周知する。

（解散の届出）

第7 要綱第17条に規定する復旧・復興建設工事共同企業体解散届は、様式第5号に準じて作成するものとする。

（その他）

第8 この要領の他に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

様式第1号（第3関係）

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を兵庫県〇〇市（〇〇郡〇〇町）〇〇〇〇〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は、〇年（〇年とせず令和〇〇年〇〇月〇〇日迄でも可）とする。

ただし、存続期間を経過しても企業体に係る工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

兵庫県〇〇市〇〇〇〇〇〇番地

〇〇建設株式会社

兵庫県〇〇市〇〇〇〇〇〇番地

〇〇建設株式会社

兵庫県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、入札に関する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企

業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、復旧・復興工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、復旧・復興工事竣工の都度当該復旧・復興工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工

事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち復旧・復興工事の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

#### (構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事の途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

#### (工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

#### (代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のいずれかを代表者とすることができるものとする。

#### (解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当企業体が施工した復旧・復興工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

#### (協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結

したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

年 月 日

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

様式第2号（第3の2関係）

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇県民局発注に係る下記工事については、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。  
ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事の名称 〇〇〇〇工事
- 2 出資の割合 〇〇建設株式会社 〇〇%  
〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自保有するものとする。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体  
代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇建設株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

様式第3号（第4関係）

復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

令和〇年〇月〇日

兵庫県知事 殿

共同企業体の名称 〇〇建設・□□建設  
復旧・復興建設工事共同企業体

代表構成員 所在地 兵庫県〇〇市〇〇町〇〇  
商号又は名称 株式会社A建設  
代表者氏名 兵庫 太郎

担当者氏名  
担当者連絡先  
担当者FAX

この度、下記災害に係る対象地域における復旧・復興建設工事について、共同請負により競争入札に参加するため、復旧・復興建設工事共同企業体を結成したので、関係書類を添えて入札参加資格審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 対象の災害

- (1) 災害名 令和〇年〇〇〇災害  
(2) 地域 〇〇県民局〇〇土木事務所管内

2 構成員

構成員の所在地及び 商号又は名称	許可を受けている建設業		
	許可番号	許可業種	格付等級・点数
兵庫県〇〇市〇〇町〇〇 株式会社A建設	国土交通大臣許可 特〇〇第〇〇〇〇号	一般土木	A15
兵庫県〇〇市〇〇町〇〇 B建設株式会社	兵庫県知事許可 特〇〇第〇〇〇〇号	一般土木	A10
兵庫県〇〇市〇〇町〇〇 株式会社C建設	国土交通大臣許可 特〇〇第〇〇〇〇号	一般土木	A5

様式4号（第5関係）

復旧・復興建設工事共同企業体変更届

令和〇年〇月〇日

兵庫県知事 殿

共同企業体の名称 〇〇建設・□□建設  
復旧・復興建設工事共同企業体

代表構成員 所在地 兵庫県〇〇市〇〇町〇〇  
商号又は名称 株式会社A建設  
代表者氏名 兵庫 太郎

担当者氏名  
担当者連絡先  
担当者FAX

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

(1) 変更事項

(2) 変更前

(3) 変更後

(4) 変更年月日

2 変更事項にかかる添付書類名

※契約中の案件がある場合には、契約件名を添付書類と併せて記載してください。

様式5号（第7関係）

復旧・復興建設工事共同企業体解散届

令和〇年〇月〇日

兵庫県知事 殿

共同企業体の名称 〇〇建設・□□建設  
復旧・復興建設工事共同企業体

代表構成員 所在地 兵庫県〇〇市〇〇町〇〇  
商号又は名称 株式会社A建設  
代表者氏名 兵庫 太郎

構 成 員 所在地 兵庫県〇〇市〇〇町〇〇  
商号又は名称 B建設株式会社  
代表者氏名 阪神 次郎

構 成 員 所在地 兵庫県〇〇市〇〇町〇〇  
商号又は名称 株式会社C建設  
代表者氏名 但馬 三郎

令和〇年〇月〇日付けで入札参加資格審査を申請し、登録されていた復旧・復興建設工事共同企業体を解散しましたので、届け出ます。